

仙台火力発電所リプレイス計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 16 年 6 月
東北電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者名簿記入者数	2
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成16年4月14日（水）

(2) 公告の方法

- ① 平成16年4月14日（水）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（資料1参照）

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・河北新報（宮城県版，朝刊） | ・朝日新聞（宮城県版，朝刊） |
| ・毎日新聞（宮城県版，朝刊） | ・読売新聞（宮城県版，朝刊） |
| ・産経新聞（宮城県版，朝刊） | ・日本経済新聞（東北版，朝刊） |

- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・次の自治体広報誌（5誌）の5月号（5月1日発行）に掲載。（資料2参照）
 - （i）七ヶ浜町の広報誌（広報しちがはま）
 - （ii）塩竈市の広報誌（広報しおがま）
 - （iii）多賀城市の広報誌（広報多賀城）
 - （iv）松島町の広報誌（広報まつしま）
 - （v）利府町の広報誌（広報りふ）
- ・平成16年4月13日（火）より当社ホームページに掲載。（資料3参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎6箇所、当社事業所2箇所、計8箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：宮城県環境生活部環境政策課（仙台市青葉区本町三丁目8-1）

七ヶ浜町役場（宮城県七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1）

塩竈市役所（塩竈市旭町1番1号）

多賀城市役所（多賀城市中央二丁目1-1）

松島町役場（宮城県松島町高城字町10番地）

利府町役場（宮城県利府町利府字新並松4番地）

当社事業所：仙台火力発電所（宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島1番地）

塩釜営業所（多賀城市鶴ヶ谷一丁目11番1号）

(4) 縦覧期間

平成 16 年 4 月 14 日（水）から平成 16 年 5 月 13 日（木）まで

なお、当社事業所では平成 16 年 5 月 27 日（木）まで縦覧

自治体庁舎：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日、祝日を除く）

仙台火力発電所：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日、祝日も実施）

塩釜営業所：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日、祝日を除く）

(5) 縦覧者名簿記入者数

総数	11 名
（内訳）宮城県環境生活部環境政策課	7 名
七ヶ浜町役場	なし
塩竈市役所	なし
多賀城市役所	1 名
松島町役場	なし
利府町役場	なし
仙台火力発電所	2 名
塩釜営業所	1 名

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 16 年 4 月 14 日（水）から平成 16 年 5 月 27 日（木）までの間

（縦覧期間及びその後 2 週間）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所にある意見箱への投函（資料 4 参照）
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

環境保全の見地から提出された意見は 1 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と
これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により
述べられた環境の保全の見地からの意見は1件であった。

「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書に
ついての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

意見の概要	当社の見解
本計画における燃料は、既設の石炭から天然ガスとなっており、排出されるばい煙中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんも0又は極めて少なくなっている。 復水器設計水温上昇値も10℃→7℃と下げており、海生生物に対する影響も少ないものと思われる。 以上の様に地球環境にやさしい計画となっており、推進していただきたい。	計画にあたっては、環境の保全に配慮してまいります。

資料 1

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成 16 年 4 月 14 日（水）掲載

- ・河北新報（宮城県版，朝刊）
- ・朝日新聞（宮城県版，朝刊）
- ・毎日新聞（宮城県版，朝刊）
- ・読売新聞（宮城県版，朝刊）
- ・産経新聞（宮城県版，朝刊）
- ・日本経済新聞（東北版，朝刊）

仙台火力発電所リブレース計画 環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、「仙台火力発電所リブレース計画
環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告
いたします。

平成十六年四月十四日

東北電力株式会社 取締役社長 幕田 圭一
【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
名称 東北電力株式会社
代表者 取締役社長 幕田 圭一

所在地 宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号
【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 仙台火力発電所リブレース計画
種類 ガスタービン及び汽力（コバインド）サイクル発電方式
規模 出力四〇万キロワット級

【対象事業が実施されるべき区域】
宮城県宮城郡七ヶ浜町代々崎浜字前島
【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地
域の範囲】
七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、松島町、利府町

【縦覧】
一、縦覧場所
宮城県環境生活部環境政策課
（仙台市青葉区本町三丁目八番一号）
七ヶ浜町役場
（宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺五番
地一号）
塩竈市役所
（塩竈市旭町一番一号）
多賀城市役所
（多賀城市中央二丁目一番一号）
松島町役場
（宮城郡松島町高城字町十番地）
利府町役場
（宮城郡利府町利府字新並松四番地）
東北電力株式会社 仙台火力発電所
（宮城郡七ヶ浜町代々崎浜字前島一番地）
東北電力株式会社 塩竈営業所
（多賀城市鶴ヶ谷一丁目十一番一号）

二、縦覧期間

平成十六年四月十四日（水）から平成十六年五月十三日（木）
まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。）
当社仙台火力発電所では土曜日、日曜日、祝日もご覧に
なれます。
なお、当社事業所では、縦覧期間終了後も平成十六年
五月二十七日（木）までご覧になれます。

三、縦覧時間

午前九時から午後五時まで

四、意見書の提出

「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けて
おります意見書箱にご投函くださるか、または書面に
て郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項

・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・意見書の提出の対象である方法書の名称
・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日
本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

六、意見書の提出期限

平成十六年五月二十七日（木）まで（当日消印有効）

七、意見書の提出先（お問い合わせ先）

〒九八〇八五五〇 宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番号
東北電力株式会社 火力原子力本部 立地環境部 環境政策
課
TEL 〇二二七九六一五五四

「広報しちがはま」5月号掲載

東北電力(株)仙台火力
発電所リブレス
計画環境影響評価
方法書縦覧について

○縦覧期間 5月13日(木)まで。
平日9時～17時

○縦覧場所 役場 玄関

○意見書 ご意見があれば、5
月27日(木)までに事業者(東北
電力(株)立地環境部仙台市青
葉区本町1丁目7-1)に対し
て意見書を提出することがで
きます。

○なお、東北電力(株)塩釜営業
所及び仙台火力発電所では5
月27日(木)まで縦覧しており、
仙台火力発電所では、土日、
祝日もご覧になれます。

*問合せ先 政策課まちづくり
推進係 (内線333)

「広報しおがま」5月号掲載

東北電力㈱仙台火力発電所リブレース
計画「環境影響評価方法書」の縦覧

と き 4月14日(水)～5月13日(木)
(土日・祝日を除く)

9:00～17:00

ところ 市役所1階市民課総務係
ご意見があれば、5月27日(木)までに
意見書を提出することができます。

提出先 東北電力㈱立地環境部
仙台市青葉区本町1丁目7-1

なお、東北電力㈱塩釜営業所、仙台
火力発電所では5月27日まで縦覧でき
ます。(仙台火力発電所では土日・祝日
も縦覧可能)

問 環境課 ☎365-3377

「広報多賀城」5月号掲載

■東北電力㈱仙台火力発電所リブ
レース計画環境影響評価方法書縦
覧について

縦覧期間／5月13日(木)までの平日
午前9時～午後5時

縦覧場所／市役所2階市民相談室
※ご意見があれば、5月27日(木)ま
でに事業者の東北電力㈱立地環境
部(仙台市青葉区本町一丁目7-1
1)に対して意見書を提出するこ
とができます。

なお、東北電力㈱塩釜営業所お
よび仙台火力発電所では、5月27
日(木)まで縦覧しています。また、仙
台火力発電所では、土曜・日曜日、
祝日も閲覧することができます。

問／生活環境課環境保全係
内線235

「広報まつしま」5月号掲載

**東北電力(株)仙台火力発電所
リブレース計画
環境影響評価方法書縦覧について**

- 縦覧日時 5月13日(木)まで。
平日午前9時～午後5時
- 縦覧場所 松島町役場町民の室
- 意見書 ご意見があれば、5月27日(木)
事業者(東北電力(株))に対して意
見書を提出することができます。
- なお、東北電力(株)塩釜営業所及び
仙台火力発電所では5月27日まで縦
覧しており、仙台火力発電所では
土日、祝日もご覧になれます。
- 問い合わせ 東北電力(株)立地環境部
☎(799)6154
松島町総務課 ☎(354)5701

「広報りふ」5月号掲載

東北電力㈱仙台火力発電所リブ
レース計画環境影響評価方法書
縦覧について

■縦覧期間 五月十三日(木)まで。平

日午前九時～午後五時

■縦覧場所 企画総務課 まちづく
り推進班内

■意見書 ご意見があれば、五月二
十七日(木)までに事業者(東北電力
㈱立地環境部 仙台市青葉区本町
一丁目七番一号)に対して意見書
を提出することができます。

なお、東北電力㈱塩釜営業所お
よび仙台火力発電所では五月二十
七日(木)まで縦覧しており、仙台火
力発電所では、土日、祝日もご覧
になれます。

企画総務課 まちづくり推進班

☎(767)2113

当社ホームページに掲載したお知らせ

○平成 16 年 4 月 13 日（火）よりお知らせを掲載

仙台火力発電所リブレース計画 環境影響評価方法書
の届出・送付および縦覧について

平成16年4月13日

当社は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書」を経済産業省に届け出るとともに、宮城県ならびに七ヶ浜町など5市町*に送付いたしました。

当社では、火力電源の競争力強化と二酸化炭素の排出削減に向けて、仙台火力発電所の既存設備を段階的に廃止し、その跡地に、40万kW級の高効率コンバインドサイクル発電設備の建設を計画しております。

この「方法書」は、このリブレース計画にあたり、これから行う環境影響評価の項目や調査、予測および評価の手法をとりまとめたものです。

また、届出・送付した「方法書」につきましては、以下のとおり縦覧いたします。

- (1) 場 所
 - （自治体庁舎） 宮城県環境生活部環境政策課、七ヶ浜町役場、塩竈市役所、多賀城市役所、松島町役場、利府町役場
 - （当社事業所） 仙台火力発電所、塩釜営業所
- (2) 期 間
 - （自治体庁舎） 平成16年4月14日（水）から5月13日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
 - （当社事業所） 平成16年4月14日（水）から5月27日（木）まで
（ただし、塩釜営業所は土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (3) 時 間
自治体庁舎および当社事業所ともに 午前9時～午後5時

以 上

* 5市町：七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、松島町、利府町

（参考）仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書の概要等

当社ホームページに掲載した方法書の概要 (1)

(参 考)

1. 仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書の概要

環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要なリブレース計画の概要、対象事業実施区域周辺の状況を踏まえ、環境影響評価の項目や調査、予測および評価の手法について記載したものです。

(1) 仙台火力発電所リブレース計画の概要

原動力の種類	ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
出力	40万kW級(現状; 1・2号機: 17.5万kW×2基) * 3号機(17.5万kW)は平成16年3月に廃止済みです。
燃料	天然ガス(現状; 1号機: 重油・石炭、2号機: 石炭)
所在地	宮城県宮城郡七ヶ浜町代々崎浜字前島
運転開始時期	平成22年7月 (予定)

(2) 対象事業実施区域及びその周囲の状況把握

○自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、既存の文献等を参考に現況を調査しました。

○社会的状況

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に現況を調査しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制内容についても状況を調査しました。

(3) 対象事業に係る環境影響評価の項目

「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を勘案して、大気や水質等を項目として選定しました。

(4) 調査・予測の手法

発電所建設等の工事や運転によって影響が予想される大気や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

当社ホームページに掲載した方法書の概要 (2)

(5) 評価の手法

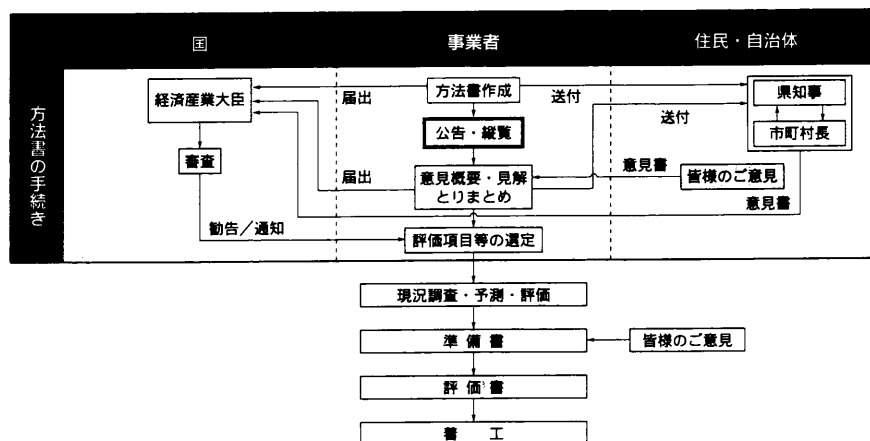
調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し評価します。

また、国や地方自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。

2. 環境影響評価手続きの流れ

法律に基づく環境影響評価手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は太枠の段階のものです。

今後、皆様のご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」としてとりまとめ、縦覧することとなります。



以上

「仙台火力発電所リプレイス計画 環境影響評価方法書」

御意見記入用紙

平成16年 月 日

$$= \square\square\square - \square\square\square\square$$

御 住 所

御 氏 名

先 絡 連

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

[illegible]

注) 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、住所、氏名は必ず記入願います。